

市民の力で開催しています!

市内で行う催し等をご紹介!
詳しくは各団体までお問い合わせください。



10月みんなの掲示板

■ 11月号への掲載は、10月5日(火)までに申請書を情報課に提出。
※各お問い合わせ先への営業目的等でのお問い合わせはご遠慮ください。

住宅の屋根・外壁 塗り替えセミナー

時 10月24日(日)9:30~11:30

場 長久手市文化の家2階 講義室1

対 参加無料・どなたでもOK・定員9名

内 塗り替え工事をする前に、消費者が知っておくべき知識をわかりやすく説明します。

申 事前予約を電話で・受付は当日まで

問 ☎0120-689-419

(一般社団法人市民講座運営委員会)

抱っこでハッピー子育て! ベビーダンス

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク ×
(一社)日本ベビーダンス協会共催

時 11月6日(土)10:30~

場 北小校区共生ステーション

対 首すわり3か月~ベビーとパパ(ママと参加可)

内 抱っこ紐でお子様を抱っこしたまま音楽にあわせて
ステップ♪小児専門医監修プログラム

申 メール 問 wappy5556@gmail.com

あなたの暮らしに! 消費生活情報

問 地域共生推進課 ☎56-0551

〈「簡単な作業で稼げる副業」にご注意ください!!〉

育児・家事の合間で稼げる副業の情報を目にして契約を結んでしまったという相談が
消費生活センターに寄せられています。

インターネットの副業サイトやSNSで知り合った人から「一日数十分の簡単なスマホ作業で、1万円程度稼げる副業」を紹介され、業者から勧められた副業のマニュアルを購入した。しかし、届いたマニュアルを確認すると「思っていた副業ではなかった」「短時間でできる作業とあったが、1日数十分で終わるものではない」「マニュアルどおりでは1万円も稼げなさそうだ」と不安になり、送られてきたマニュアルを返品したい。



- Q & A
- 「ネット上の情報やSNSで知り合った友人から勧められたまま、確認をせず契約を結んでしまった」と聞きます。副業の内容等の確認ができないなど、不安がある場合は、契約は慎重に!
 - 通信販売で副業のマニュアルを購入する場合、クーリングオフ制度はなく、解約・返金は業者の規約に従うことになり、解約・返金が困難な場合もあります。
 - ネット上で副業を知っても、その後、業者からの電話勧誘で契約に至った場合、クーリングオフできることがあります。
 - 業者からどのような勧誘・説明を受けたかによって、契約の取り消しが検討できる場合があります。

少しでも「おかしいな」「怪しいな」と不安になった時は、長久手市消費生活センターまたは
愛知県消費生活総合センターへご相談ください。専門の相談員が対応します。詳細はP.9へ。

◆ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◆ 長久手市消費生活センター(市役所西庁舎2階 地域共生推進課内) ☎64-6503